

令和3年 No.32

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

補助者の職位及び事務の範囲の見直し並びに業務の移管に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年5月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規則第22号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：補助者の職位及び事務の範囲の見直し並びに業務の移管に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行																				
<p>[省略]</p> <p>(会計機関の代理等)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。</p> <p>4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別表第3-1(第3条第3項) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>補助者として指定する職位</th> <th>補助者が処理する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td><u>専門職員(学術リソース管理担当)</u> 学術リソース管理係長</td> <td>附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成</td> </tr> </tbody> </table>			部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	[省略]			附属図書館	<u>専門職員(学術リソース管理担当)</u> 学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	<p>[省略]</p> <p>(会計機関の代理等)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。</p> <p>4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別表第3-1(第3条第3項) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>補助者として指定する職位</th> <th>補助者が処理する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td>学術リソース管理係長</td> <td>附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成</td> </tr> </tbody> </table>			部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	[省略]			附属図書館	学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																					
[省略]																							
附属図書館	<u>専門職員(学術リソース管理担当)</u> 学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成																					
部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																					
[省略]																							
附属図書館	学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成																					
<p>[省略]</p> <p>別表第3-6(第3条第3項) 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>補助者として指定する職位</th> <th>補助者が処理する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>			部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	[省略]			<p>[省略]</p> <p>別表第3-6(第3条第3項) 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>補助者として指定する職位</th> <th>補助者が処理する事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>			部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	[省略]								
部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																					
[省略]																							
部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲																					
[省略]																							

財務課	〔省略〕	
	財務課専門員 管財係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 業者の選定 (4) 見積書の徴取 (5) 契約書に関する書類の作成 (6) 発注の連絡 (7) 請書の徴取 (8) 検査及び検査調書の作成
〔省略〕		
施設課	〔省略〕	
	施設課専門職員 建築係長 電気係長 機械係長 施設計画係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 監督
研究・連携推進課	研究協力係長 連携第一係長	共同研究及び受託研究の契約に関する書類作成
附属図書館	〔省略〕	
	学術情報課専門職員（学術リソース管理担当） 学術リソース管理係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 業者の選定 (4) 見積書の徴取 (5) 契約に関する書類の作成 (6) 発注の連絡 (7) 請書の徴取 (8) 検査及び検査調書の作成
〔省略〕		

別表第3-7（第3条第3項）

財務課	〔省略〕	
	管財係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 業者の選定 (4) 見積書の徴取 (5) 契約書に関する書類の作成 (6) 発注の連絡 (7) 請書の徴取 (8) 検査及び検査調書の作成
	総務係長	共同研究及び受託研究の契約に関する書類作成
〔省略〕		
施設課	〔省略〕	
	建築係長 電気係長 機械係長 施設計画係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 監督
附属図書館	学術リソース管理係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者選定案の作成 (3) 業者の選定 (4) 見積書の徴取 (5) 契約に関する書類の作成 (6) 発注の連絡 (7) 請書の徴取 (8) 検査及び検査調書の作成
〔省略〕		

別表第3-7（第3条第3項）

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
〔省略〕			
<u>財務課専門員</u> <u>管財係長</u> 経理課副課長 経理調達第一係長 経理調達第二係長 経理調達第三係長 <u>学術情報課専門職員（学術リソース管理担当）</u> <u>学術リソース管理係長</u>	購入		予定価格案が250万円以下のもの
	製造		
	借入		
	購入・製造・借入以外		
	売払		
	貸付		
	売払・貸付以外		
<u>施設課専門職員</u> <u>建築係長</u> 電気係長 機械係長 施設計画係長	工事・購入・製造・借入		
	工事・購入・製造・借入以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		

別表第3-8（第3条第3項）

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成								
	工事	製造	購入	借入	工事，製造，購入，借入以外	売払	貸付	売払，貸付以外
〔省略〕								

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
〔省略〕			
<u>財務課管財係長</u> 経理課副課長 経理調達第一係長 経理調達第二係長 経理調達第三係長 <u>学術情報課学術リソース管理係長</u>	購入		予定価格案が250万円以下のもの
	製造		
	借入		
	購入・製造・借入以外		
	売払		
	貸付		
	売払・貸付以外		
<u>施設課建築係長</u> 電気係長 機械係長 施設計画係長	工事・購入・製造・借入		
	工事・購入・製造・借入以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		

別表第3-8（第3条第3項）

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成								
	工事	製造	購入	借入	工事，製造，購入，借入以外	売払	貸付	売払，貸付以外
〔省略〕								

<u>財務課専門員</u> <u>管財係長</u> 経理課副課長 経理課経理調達第一係長 経理課経理調達第二係長 経理課経理調達第三係長 各附属学校事務係長, 事務係主任 <u>学術情報課専門職員 (学術リソース管理担当)</u> <u>学術リソース管理係長</u>		250万円以下	250万円以下	250万円以下	250万円以下のもの	250万円以下	250万円以下	250万円以下	<u>財務課管財係長</u> 経理課副課長 経理課経理調達第一係長 経理課経理調達第二係長 経理課経理調達第三係長 各附属学校事務係長, 事務係主任 <u>学術情報課学術リソース管理係長</u>		250万円以下	250万円以下	250万円以下	250万円以下のもの	250万円以下	250万円以下	250万円以下
〔省略〕									〔省略〕								
〔省略〕									〔省略〕								
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u>																	